

入院中に別の医療機関にかかる場合

——患者さんが知っておくべきこと——

東京保険医協会 研究部

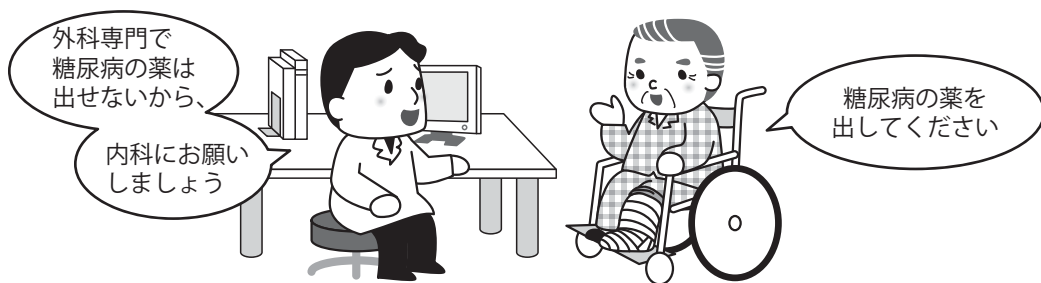
骨折のため、外科専門病院に入院中の保険 医太郎さんは、持病の糖尿病の薬がなくなり、かかりつけの内科クリニックに、薬をもらいに外来受診しなければならない状況になりました。

入院中の病院に、外来受診のことを話したほうがよいのでしょうか。また、外来受診時には、窓口で一部負担金を支払うのでしょうか。



❶ 患者さんへお願い① 入院中の病院や診療所の看護師や医師に相談しましょう

相談があれば、入院している病院や診療所は、他の医療機関に行かなくても院内で投薬や処置ができるかどうかを検討してくれます。どうしても対応ができないときに、他の医療機関に外来受診してもらうことになります。紹介状を書いてもらいましょう。



❷ 患者さんへお願い② 入院している病院等の紹介状を必ずご持参ください

医療費の計算方法が、通常の外来患者さんと違います。したがって患者さんに窓口で支払っていただく医療費（一部負担金）の額も違ってきます。

また、病院や診療所では、診療報酬請求書(レセプトと言います)で保険給付される医

療費を請求します。請求の方法が誤っていると、間違いであることのお知らせや、正しいレセプトの再提出が必要になります。このような事務処理には費用もかかり、皆様の保険料が無駄になってしまいます。紹介状の持参、紹介状が手元にない場合は入院中であることと入院先の医療機関名を、外来窓口にお知らせください。



これを
外来の窓口に出してね!!

3 外来受診時の医療費（一部負担金）の支払いは？

外来分の医療費(一部負担金)をその場で支払う場合と、病院にまとめて支払う場合があります。それは健康保険で2つの方法が定められ、以下のような取り扱いになるからです。

(1) 病院と内科クリニックで診療報酬を別々に請求をする場合

入院の診療報酬請求書と外来のレセプトを別々に作成して医療費を請求する方式の場合は、入院時と外来時にそれぞれ、医療費（一部負担金）を支払います。

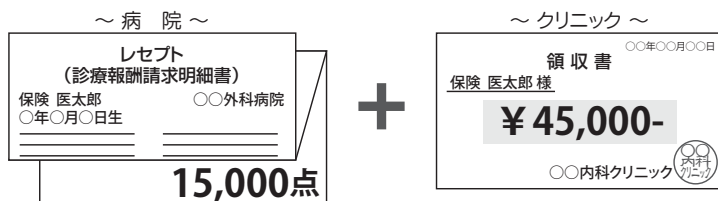
別々に支払いをします。(領収書の明細とレセプトは省略)



(2) 病院が外来の分もまとめて診療報酬の請求をする場合

外来と入院の診療報酬をまとめてレセプトを作成します。この場合は入院している病院で、医療費（一部負担金）をまとめて支払います（後日、病院からクリニックに外来診療の費用は支払われます）。

病院1カ所で支払いをします。(領収書とレセプトの明細は省略)



※上記について、ご不明な点がございましたら、東京保険医協会（TEL:03-5339-3601/FAX:03-5339-3449）までご連絡ください。